

令和7年度台風第15号によって住まいに被害を受けた皆さまへ (応急修理制度のご案内)

災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

災害により、屋根等に被害を受けた住宅に対し、ブルーシートの支給等に関する支援制度があります。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシートの展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御
- ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）

などに対して支援制度があります。

○対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逸れない方で、自治体から（準半壊以上（相当）と判断された方になります。

※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

○期間：災害発生の日から10日以内

○支援内容：上限53,900円以内（①又は②のいずれか）

- ① ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付
- ② 修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供

<留意点>

- ・ 1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、経験者と2人以上で行いましょう。
- ・ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- ・ 修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。

焼津市 建築住宅課（本庁舎5階）
TEL 054-626-2161 FAX054-626-2184
e-mail : kenchiku@city.yaizu.lg.jp